（1）昭和32年10月18日第三種郵便物認可（発行日毎月1回10日）　拓水（203号）　昭和48年8月10日発行

拓水

題字は　県漁連三浦会長

8月号
No. 203

発行所
兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産業改良普及協会
〒652
神戸市兵庫区新在家町12、
発行人　三浦清太郎
TEL 671-6685・681-6954
編集　拓水編集委員会
一部　10円

「瀬戸内海環境保全臨時措置法案」

与野党間で大筋合意

国会情勢楽観許さず

瀬戸内海の環境浄化を目ざして去る三月二十七日本県明石市において、瀬戸内海三〇万漁民の総力を結集して開催された「公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会」の決議に基づき関係県漁連、信漁連会長で構成された大会実行委員により強力な陳情団を結成して四月十三～十四日の二日間にわたり、田中首相を始め、国会、関係省庁、各政党に対し陳情運動が展開されたことは本誌により既報のとおりであります。その後引続き実行委員を始め関係府県漁民の断えざるご尽力と全漁連の絶大な協力により関係筋においては次のような経過をたどって法案の今国会提出が着々具体化しつつあります。

六月七日、自民党においては本法案の取扱いについて環境、水産、地方行政、財政、商工の合同部会、七月十日の環境部会、さらには自民党総務会における最終的検討を経て、同法案に対する最終的態度を固め、野党四党との話合では、佐野委員長から斡旋案を提出して、話合いが行なわれた結果、別掲法案のとおり、与野党間の大筋の合意が整い、超党派議員立法へさらに緊密な折衝が続けられることになった。

本法案の今国会提出については、すでに各党とも合意に達しているが、国会の混乱等中央政治情勢が楽観を許されない段階にあるので、業界としてもさらに本法案の早期成立を期して運動を展開中である。

（瀬戸内海環境保全法案は第二面に掲載）

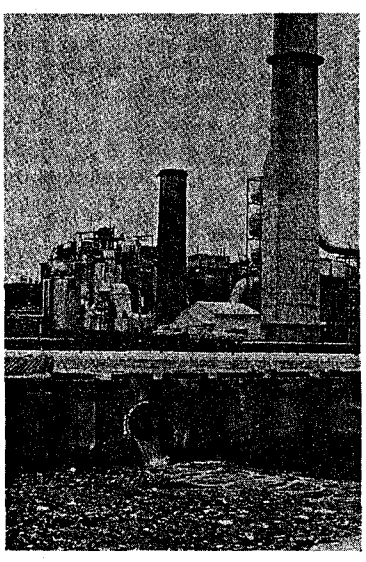

漁民の願いをよそに今日も企業のタレ流しはつづく

全国大会決議実行国 自民党三役と再度折衝

去る七月六日開催された「公害被害危機突破全国漁民総決起大会」において決議された五項目は、同日大会決議実行団により国会、各省庁に対し「漁民の要望が即確措置され限り、全国漁民は連帯して、今後一切の企業進出を実力をもって阻止する」強い姿勢で陳情された。

特に政府見解の実力者である自民党三役に対しては、強硬折衝を実施し、七月二十日、自民党本部において再度交渉が行なわれた。

菊田会長から次の五点（自民党三役の第一次回答に対しさらに明確にしておくべき事項）について回答を求め、自民党としての対策を正した。

一、水銀使用工程の隔膜法への切替えについて　財界等よりその期限の延長等についての強い働きかけが行なわれている事態に鑑み、さらに政府の毅然たる方針を確認する。隔膜法への切替え時点を何時にするか、唯単に延ばされてではわれわれとしては承服できない。

回答　一、隔膜法への切替時期については、関連企業の経済的理由から延ばしてもらいたいという噂を聞くが、自民党には未だ正式に要望が来ていないし、したがってこの問題は党においては表面化していない。七月二十日の朝刊の経済欄によると経団連と苛性ソーダ工業会の幸部がこの問題について協議しているようだが隔膜法へ移行するには約二、〇〇〇億円程度の経費が必要であると見積っており、国に対しては必要な資金の融通を要望しているような記事がのっていて、隔膜法移行の期限を延長する働きはない。

二、企業側の動きや内情をよく調べてみる必要があるが、今日のような事態を考えると企業側の公害防止に対する責任は大きいし、企業側の重大決心が必要である。したがって企業側も水銀を流しているような状態では社会も許さない情勢にあるので、企業としても固い決意をもって隔膜法への移行を考えているが、問題は金融面をどうするかが重大な問題である。

二、緊急融資についての企業負担による肩代りは当然であるが、複合汚染等では汚染源が明らかにならない場合の元本返済責任の最終的帰属が明らかになっていない。

回答　一、問題で水域の問題であるが、この問題については種々の考え方もあり論議もしたが、最終的に漁場を同一にして各県が入会って操業している所では、例え自会の県に原因者があろうがなかろうが、それは一体に考えなければならないという考え方で押しまくっている。

二、瀬戸内海を例にとっても加害者の明確な所、不明確な所いろいろあるがそれに応じて被害を区別して考える訳には行かない。原因者近在の漁業者のみが被害者として融資を受けるのでは無理があり、問題の根本的解決にはならないので、結局漁業ということを考えて共通した漁場一即ち原因者があろうがなかろうが、それは一体化して考えなければならないという考え方に基づき、水産庁に案について作業をさせている。問題水域についてはこのような考え方をとる以外によい方法がないし、なかなか県の措置も進行しないと思われるので、先づ第一に国の考えている措置について確認したい。

三、問題水域以外の漁業被害の救済措置については都道府県別にそれぞれ事情が異っているが、要は国の都道府県に対していろいろバック・アップをするという考え方が出されているが、都道府県としても国の明確な措置が明らかにされていない限り、なかなか県の措置も進行しないと思われるので、先づ第一に国の考えている措置について確認したい。

回答　一、問題水域以外の問題であるが、これも前に述べたように種々なことを考えてみたが、結局その県で何か措置しなければならないという事情にある所は、知事がそれぞれ対策を講じている。

二、私の所へ来ている資料でも全国二二府県で対策を講じている。この外に島根県でも中央の方針が決ったら島根県知事も何か対策を講じなければならないということであったが、私は同知事に対して問題の間接的影響のある府県に対しては、それぞれその事情が府県ごとに違うが、知事はそれぞれの県内における事情を最もよく知っておられることであるから、知事はその県の事情によって施策を講じられたら、その上に国が上乗せをして問題を解決させるという党の方針を示したうえで、島根県にも対策を講じてもらいたいと要請した処同県知事もよく分ったとして、早速島根県でも措置を考えるということでよく納得して帰県された。

三、党としては、関西方面の知事と一応会談したが東海・関東あるいは日本海方面の知事とも打合せして、その県独自の対策を講じたうえで、党としてはそれに上乗せする。上乗せする内容は、金利の問題、融資の斡旋をすることであり、この点にそって党としての方針を各県に示している処である。

四、唯、この問題で困るのは損失保証の問題である。

因果関係不明の被害救済は!!

四、被害に対する加害者負担原則（P・P・P）は当然であるが、これについては従来被害漁業者が関係企業に対し民法等の不法行為に対する損害賠償を請求すると所謂挙証責任の面からしてこれもなかなか容易ならざる問題である。訴訟はいたずらに長びくものになっては漁業者としては、非常に困るので政府においては、汚染源の究明に最大の努力を払って、もらう必要がある。

政府の努力にも拘らず、汚染源が不明であり、加害者負担原則でカバーできない被害に対する国の特別立法を是非必要とするので、早急に具体的な制度を確立していただきたい。

回答　一、加害者の追及の問題はなかなか困難であったので、国においては総点検に力を入れなければならない問題である公害紛争の苦情処理制度があるが、これを担当する機関が全ゆる資料を集めて苦情の処理に当たるという建前がある。考え方としてはこういう機関の使い方もあろうが、国がもっと力を入れて疑いあるものを追及して行くという国の総点検を定着せしめ、はっきりさせて行くため、この問題については、水産部会でも強く頭に残しておき、加害者追及に手をゆるめない態度を守り続けたい。

二、加害者追及をしてもなかなかその原因者が判明しない場合に対しては、国もある程度の財政支出について決心すべきであるとわれわれが主張しているが、PPP原則が守らなければならないもの、特に複合汚染のようなケースに対しては、例えば兵庫県方式を考えてみても、関係企業が全て基金・負担金を拠出しようとする考えにならないとなかなか具体的な対策が生まれてこないという難しい面がある。今日のような事態に至っては金の問題について国が重大決心をしなければ解決がつかない段階にある。

三、この問題については、三木環境庁長官と党の幹部がよく相談をしておる例えば、ヘドロの排除については日本がこのように豊かになった以上、漁場のすみずみまで徹底的に清掃すべきであって、これに要する経費が莫大なものになっても已む得ないという考え方をとるしか方法がない。しかし全て国費支出では理屈がつかないので、原因者に負担させることは当然のことであるが、問題は負担に応じかねる原因者も相当いることも考えられるが、負担できないということのみで問題解決を放置することも出来ないのであるから、思い切って国費を投じても対策を前進させる必要があると党内でも話し合っている。

四、また水産関係の立場からしても、今申し上げた問題の対策を徹底させないと漁場の再開発は考えられない。幸い環境庁も同じ気持になって考えてくれている段階にあるので、両様相俟って思切った措置をしたらと考えている。

五、PPP原則があるからといって、それから一歩も出ないような施策では、全く不可であるので、国がある程度腹を決めることで解決される部分が非常に多くなるように考えるしかない。

五、被害官庁である水産庁の行政対応の現状に対して、今後その機能の充実と意欲の昂揚を強く訴えておきたい。

回答　この点については、特に意見はないが、なお、実行委員と田口部会長との質疑は省略する。

二九条までは適用されないことになるので、果たしてこういう方法で良いのかあるいは先程申した独自の立場で知事が措置した施策に対して国が上乗せするという方法が実際に広範囲の漁業者のためになるかという点も考えられる。

七、立法いたしますと、損失保証の問題が解決すると思う。その代りに範囲が狭くなることも考えられる。

八、特別交付税で措置することも、党が本当に腹を決めてやれば出来ると思うが、大体今まで決っている特別交付税でみなければならない問題が一杯あり、なかなか自治省側としても全く余裕がないことも云っている。この点については今から研究しなければならない問題であるが、皆様と約束した損失保証の問題は党として結論を出していない状態である。

九、今国会で立法する方針で党内調整を至急行なう。立法措置により生ずる種々な利害得失の問題はよく研究してご期待に添いたい。

参考掲載その(一)

瀬戸内海環境保全臨時措置法案全文

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定すべきことを明示するとともに当該計画が策定されるまでの間における瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するための当面の措置として、排水規制の強化特定施設の設置の規制等に関し、特別の措置を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であって政令で定めるものをいう。

一、和歌山県紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て淡生田鼻に至る直線

二、愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

三、山口県火ノ山下燈台から福岡県門司崎燈台に至る直線

2、この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに瀬戸内海の環境の保全に関係があるその他の府県で政令で定めるものをいう。

3、この法律において「関係府県知事」とは、関係府県の知事をいう。

第二章　瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画）

第三条　政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、すみやかに、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

第三章　排出水の排出の規制その他の措置

（排出水の排出の規制の強化）

第四条　環境庁長官は、瀬戸内海環境保全審議会の議を経て、瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量を昭和四十七年当時の二分の一程度に減少させることを目途として、関係府県ごとの当該汚濁負荷量の限度を定めなければならない。

2、関係府県は、当該府県の前項に規定する公共用水域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域に水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量をこの法律の施行の日から三年以内に同項の規定により定められた当該府県に係る汚濁負荷量の限度まで段階的に減少させることを旨として、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定めるものとする。

3、第一項の汚濁負荷量の限度の決定は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに行なわなければならない。

（特定施設の設置の許可）

第五条　関係府県の区域（政令で定める区域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設をいい、同項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場から排出される排出水（同条第三項に規定する排出水をいう以下同じ。）の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。

2、前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二、工場又は事業場の名称及び所在地

三、特定施設の種類

四、特定施設の構造

五、特定施設の使用の方法

六、特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

七、排出水の一日当たりの最大量

八、排出水の汚染状態その他の総理府令で定める事項

3、前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について総理府令で定める事項を記載した書面を添付しなければならない。

4、府県知事は、第一項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5、府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を他の関係府県知事及び当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。

6、第四項の告示があったときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項について の意見書を提出することができる。

7、第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。（特定施設の設置の許可の基準）

第六条　府県知事は、前条第一項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一、廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二、当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2、府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。

（特定施設に係る経過措置）

第七条　第五条第一項に規定する区域において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって排出水を排出するものは、当該施設について同項の許可を受けたものとみなす。

2、前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を府県知事に届け出なければならない。

（以下次号につづく）

ハマチの音波養殖

—第一報—

音波養殖とは

従来の海産魚養殖では、飼育魚の散逸逃亡を防ぐ唯一の手段として、網や堤防による狭隘な区劃水面が用いられてきた。この区劃を取り去り、開放された好環境の中で健康的な養魚をしてみよう——というのが音波養殖発想の根本理念である。音波の使い方も、威嚇音で養魚場を包囲し、魚を中に閉じ込める方法ではない。

投餌時刻の到来と投餌場所を魚に知らせる「給食ベル」として音を用い、魚は音源（餌場）を中心に、行動の自由を束縛されることなく育てられる、文字どおりの網なし養魚である。

水質・底質の一時的悪変や赤潮の来襲による被害から免れることができるこの方式は、赤潮に対する抵抗力が特に弱いハマチの養殖において応用効果が高いといえよう。

また現在、強力に推進されている栽培漁業の如き、海全体を牧場として人間の管理下に置き、ヘクタール単位の事業計画を立てる際にも、当然採用しなければならない方法でもある。

音波養殖の先例

古来認められている現象としては

≪出てこい出てこい池の鯉手の鳴る音を聞いたら来い、聞いたら来い≫

ハマチ養殖に応用する場合の問題点

ハマチ養殖は、育てあげた魚のすべてを回収し販売する企業である。従ってハマチ養殖に応用する場合でも、できれば全数、少なくとも八〇—九〇%を回収しなければ意味がない。

この試験を担当した私達は、既に実施に踏み切りながら、高率回収という非常にむづかしい課題を前に、基礎的な実験研究の不足を歎いているのが偽らざる心境である。

(一)　タイとハマチの知能指数や習性の相違による「反応形成」の難易、持続性の差などが不明である。

(二)　放流後、美味な天然餌料や好適な水質にめぐり逢ってもなお餌場に帰ってくるかどうか。

(三)　既製の配合飼料は、イカナゴ生餌に較べて嗜好性が悪いので、生餌用自動投餌機を試作し、部分的に改造・補塡を施して試用しているが、製品化にはまだ改良の余地が多分にある。

(四)　機械にかけるには配合ペレット飼料のほうが適するかに有利なので、味と飼料効率の面で生餌を凌ぐペレットを開発することが望ましい。

(五)　信号音の可聴域から外に出ないように、訓練の当初からバックグラウンド・ミュージック的な音波を流す必要があるのではないか？

(六)　商品サイズに達した魚を回収（継続的に最後まで）する漁具・漁法は？

由良試験地における試験の経過について

前述のように多くの未解決の問題点を抱えながら、敢えて六、〇〇〇尾という本番的規模の実験に着手したのは、やはり昨年の手痛い赤潮被害の対策を早く見つけ出したい——という、水産に携わるすべての人々の願いの然からしむところであろう。

実験の場所は淵本市由良湾を選んだ。種苗から飼育施設・管理に至るまで、地元の兵庫養殖漁業生産組合の絶大な御協力と御援助を頂いている。現在のところ二〇メートル小割内に後を一報を終わる。

水試　井伊　浮

船舶主機用3~1200馬力・船舶補機用3.5~1200馬力
底曳漁業の省力化にたくましい力を——！
ヤンマーディーゼル

3ME15形〈15馬力〉　3M15形〈15馬力〉　2ES15形〈15馬力〉
ヤンマーディーゼル株式会社　本社・大阪市北区茶屋町62　郵便番号530
支店　札幌・仙台・東京・金沢・名古屋・高松・広島・福岡

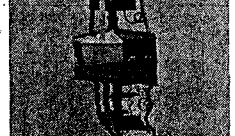
最高の性能と
最大の実績を誇る…
ブイの王様
ゼニライト
あらゆる漁場にあわせてゼニライトは約40器種をそろえて皆様の御用命をお待ちしております。
お問合せは各県漁連へどうぞ。
株式会社銭屋アルミニウム製作所浮標事業部
池田市豊島南2丁目176—1・Tel・0727(51)231・Telex・5322—235
長崎Tel・0958(26)6653・Telex・7524—34・東京Tel・03(572)3681
Telex・252—2097・札幌(012)26(25)71

タチウオ情報

当場の小型漁業調査船まつかぜで本月中旬後半（16～19日）に曳縄釣（釣数50本）でタチウオの回遊状況、魚群量、魚体組成の各調査を行なった結果は下記のとおりである。

※大阪湾では上ノ瀬～土砂捨場周辺の北部海域と淡路島洲本～佐野沖合３浬から東に延びる南部海域（分布図参照）に魚群が回遊停滞している。その濃密な分布域は北部海域では神戸塩屋沖合２～３浬、水深30～45m地点を中心とした北西海域で釣獲率は擬餌針のみで70%内外、魚体重量は200～250g、肛門長24.0～26.0cmが主体をなし61.4%、次いで250～300gが21.7%、150～200gが9.6%，300～350gが6%、350～400gが1.3%となっている。一方南部海域では淡路塩尾沖合３～４浬、水深45～50m地点がその中心で北部の塩屋沖より更に濃密な分布を示しており釣獲率は90%内外、魚体重量は北部同様に200～250gが53.6%を示め主体をなしているものの150～200gが34.5%250～300gが10.7%で北部海域に較べやや小型である。（体重組成図参照）

※播磨灘では本船航路灯浮標瓜６～瓜３に至る南北海域に広く回遊、停滞しその濃密な分布域は鹿ノ瀬灯浮標～寒津ノ瀬に至る水深20～40mの東西海域で釣獲率80%内外、魚体重量は250～300gが38%、200～250gが31%で主体をなし次いで300～350gが21%、350～400gが６%、150～200gが４%の順で他の海域に較べ（大阪湾、紀伊水道北部）総体的に50～100g大型魚である。（体重及び肛門長組成図参照）。

※紀伊水道北部では中・東部海域に広く停滞しているが魚群密度は大阪湾、播磨灘に較べかなりうすい。やや濃密な分布域は沼島南部沖合４浬～５浬周辺海域で釣獲率は45%内外でその他の中・東部海域（和歌山県寄）では10～15%程度で極端に悪い。なお西部海域（徳島県寄）では釣獲皆無であった。魚体重量組成は大阪湾南部海域とほぼ同一であるため省略。

以上の様な調査結果からみて大阪湾、播磨灘への本格的な来遊は６月初旬頃より始まり回遊魚群量も昨年を上廻る程の濃密さを示したが６月当初からのP・C・B禍で魚価を全く喪失したため漁獲対象とはならなかったが、本月に入り遂次市場価も回復に向いつつあることと播磨灘停滞群にみられる内湾での急速な成長と相まって本年も昨年一昨年に引続き豊漁の見込みを立てている。

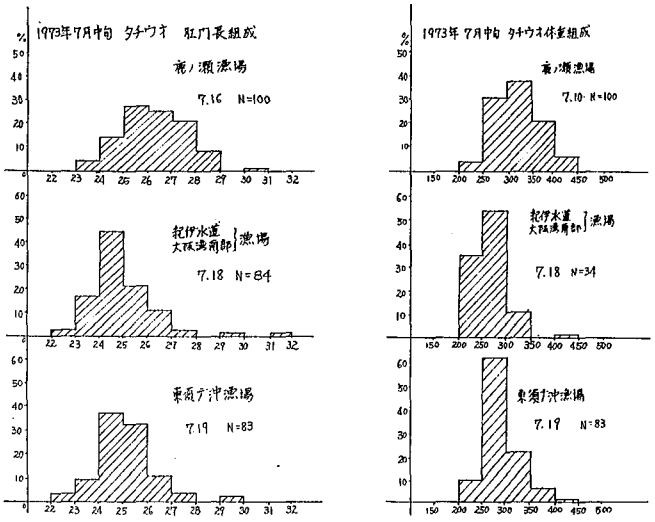

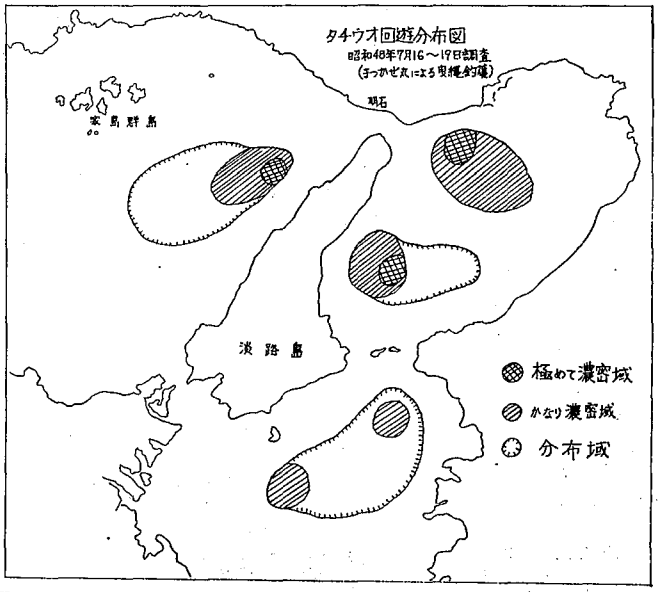

海上電機が皆様に贈る新製品
小型漁船からレジャボートに友達が一人増えました
これからの海に是非お供させて下さい
フイッシュパイロット
Z－1・マークII
中型、大型も各種取揃えています
海上電機株式会社
神戸市生田区明石町32　電話 391－4301

淡路のヘラブナ 43センチ級を求めて

淡路は池の多い所である。その数は約二万二千とも言われ、コイやマブナと共にヘラブナも多数棲息している。しかも洲本のヘラブナ釣り研究会なるもののメンバーは二月中旬のクソ寒い頃からヘラブナを狙って夜釣りをすると言うので、ハラの虫ならぬ釣りの虫が一度に目をさましてしまった。普通のフナ（マブナ）を釣るのと違って、ヘラブナ釣りはかなりの高度な技術？を要するし、大きさも30センチ級はザラで、40センチを越す大型も釣れることがあり、淡路の最大は、43センチが記録されている。

餌も普通のフナならミミズで良いが、ヘラブナは植物性の餌でなければ食わずしたがって、ウドンとかマッシュポテトでないと釣れないであろう。このように朝昼晩とヘラブナ釣りをしていると、色々なハプニングもある。

朝早く池のまわりの草むらを歩いていて、キジを踏みつけたこともある。また昼間は蛇がよく出没する。足もとでカサカサと音がするので「ン？」と下に目をやると、蛇がビクに巻きついて昼寝している事もあった。明るい内に蛇を見てもあまり気持ちの良いものではないが、夜バッテリーランプの光で蛇を見つける と、目がランランと光って不気味なものである。棒で蛇を追払っても、後に蛇がいるのじゃないかと気が落ちつかない。気が散って、ウキをまともに見ないので、そういう日は、ヘラブナはあまり釣れない。ともあれ当分は43センチ以上のヘラブナを追い続けるだろう。（洲本農林・土岐章夫）

7月の漁況と海況（内海側）

◉海　況

２～３日に実施した播磨灘の海洋観測結果によると中・東部域では各層とも21.0℃台を示し平年比較では中・底層で＋1.0℃高目，西北部域では表層23.0℃内外で＋1.2℃高目中層20.0℃内外で平年並，底層19.5℃内外で＋0.5℃高目，西南部域では表層22.5℃～23.℃で＋1.0℃，中層21.5℃内外で＋0.7℃，底層20.5℃内外で＋2.4℃と各層とも平年よりそれぞれ高目を示している。また中・東部域では上下温差がみられないのに反し家島群島南部域では±3.0°～4.0℃で前月より範囲は狭少となったものの依然底層において低水温域が持続している。一方18～19日の大阪湾西部海域においては全域にわたって表層24.5°～25.0℃を示し平年比較で＋1.5°～2.0℃，中層24.0°～24.5℃でも＋1.5°～2.0℃，底層23.5℃内外で＋2.5℃，とそれぞれ各層とも平年より高目に推移している。また17～18日の紀伊水道北部海域では東部（和歌山県側）では表中層26.5℃内外で＋1.2℃，西部（徳島県側）では表層26.0℃内外で＋1.8℃内外で＋1.8℃，中・底層23.5℃内外で共に＋0.5℃と全域にわたって昨年，一昨年同期に示した低水温分布に対し本年は前月に引続き高水温分布で経過している。また本年は本月に入っての雨量が全くなく従って河川水の流入勢力も極めて弱くまた同時に紀南分枝流の紀伊水道北部，大阪湾海域への差込みの強勢と相まって塩分量，透明度は近年にない高値を示し，紀伊水道和歌山県側では20～25m，大阪湾淡路島側及び明石瀬戸東部では８m内外をそれぞれ示し県下内海全域にわたって昨年同期にみられた赤潮発生は全く認められなかった。

◉漁　況

（概況）６月４日の水産庁の全国汚染魚発表以来全国的な魚価の大暴落を来し，特に本県はその影響が大きく前月中旬より全面休漁に追込まれていた漁船漁業も一部の地方を除き本月上旬後半から遂次操業を再会し始めた。本年は小型底曳網を始め一本釣などの主対象となるエビ，タコの発生，成育条件に恵まれ，また曳縄釣の対象魚であるタチウオの来遊量も昨年・一昨年に引続き極めて多くこれらの魚族に大いに期待出来る。漁船漁業の最盛期であるが，まだ魚価の低迷が持続し漁獲量の割に水揚金高は例年を大きく下廻っている。

※お断り本月は出漁隻数，魚価相場がかなり回復したもののまだ低迷が持続しているため各地の漁況を取止めました。　（水試岩井）

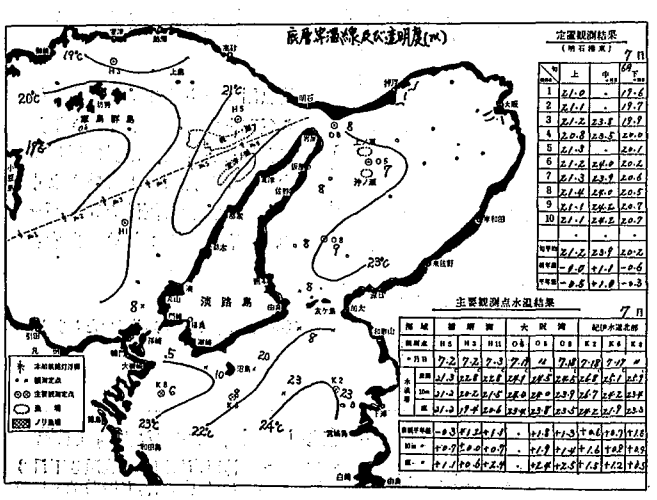

「海は一つ」の信念
政治・社会に深い浸透を
西日本地区漁婦連幹部研修会報告

西日本地区幹研は、七月三十一日、八月一日にかけて、愛媛県で行なわれ県漁婦連より三名参加致しました。厳しい暑さにも参加者全員の顔は、それぞれ身につまされる問題だけに真剣そのものでした。全漁連考査役西尾健先生の講演テーマ「公害問題についての実態と問題点」に付、はば広い分野に渡って色々お話をして下さいましたが、経済成長の蔭には資源も環境も同時に破壊され多くの人々があらゆる形の被害を受けても猿だが漁業者は漁業権をふりかざしても、漁獲が多い時こそ評価もされるが、汚れて了えば忽にして無価値となって了う。PCB或は、水銀等の被害により全国的に値下りをこうむって、うろたえたにもかかわらずまだ開発計画をたて、原子力発電等誘致しようとしている県があるが、公害がないなどと云うのは嘘だと言切られた。又公害は行政側や企業にのみ責任があるように思っているが、私たちが日頃使っている合成洗剤等は赤潮発生の有力原因であり、自分も加害者の一人である事も忘れてはならない。

漁業権を護るのは自分達であると云う事を忘れて、「県漁連や全漁連に何しとるんだ」と云う人があるでおおわれている。その青いベールから何かヒラヒラするものがこちらにやってくるのがみえる。一瞬それが何であるかわからずドキッとしたがエイであることがわかり苦笑いである。今度は八年前のようにあわてずむしろ二㍍もある立派なエイに出会ったことを記念してそばをゆっくり、いっしょにおよぎ写真にとった。

大きなエイといえば、外国ではマンタエイといわれているイトマキエイだろう。これは南の海にみられタタミ四畳位のものはざらにおり、大きなものになると、鯉孔を人間の子供が通りぬけられるらしい。

このエイは悪魔のエイともいわれているが性質は実におとなしく背中にのったりヒレをひっぱったりしても何もしないらしい。

いずれにしてもサメと同様、エイも、姿、大きさから一般の人に誤解されている魚もめずらしいのではないかと思う。

水試但馬分場
玉木哲也

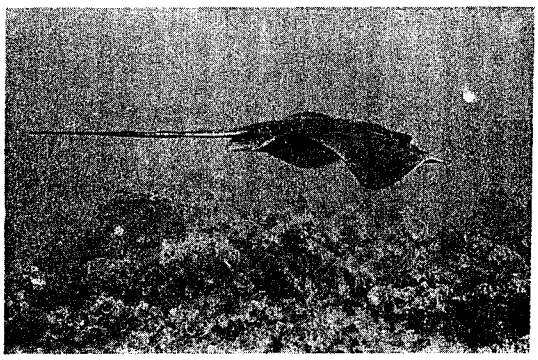
「香住湾口のエイ」

竜宮城へ
—エイ—

エイはサメと同様、軟骨魚類に属し、一般の魚、すなわちタイやスズキのような硬骨魚類ではない。

サメもそうであるが、エイもその姿、大きさ等から色々の伝説を作り人間にはいい様にはおもわれていないようである。

しかし、サメと比較すると非常におとなしく、手だしをしないかぎり安全無害である。

私とエイとの出会いは八年前の夏である。この時潜場のやや沖側でもぐりながら、水をおよえ、姫路の海水浴だろう。

第一回目のデートはかように、かっこうわるい結果でおわったが、潜水経験がふえるにつれ少々のことではびっくりしないようになった。

香住海岸の砂浜が近くにある岩場で潜水していておそらくアカエイと思うが砂の中でじっとしている三十㎝位の奴をよくみかける。潜って接近しても全然にげようとしないが、あまり接近しすぎると、砂からパッと身をおこして五㍍ほど先に着底して砂のなかにうまくもぐりこんで目だけだしている。

このような小さい奴は、海水浴場に結構多いので、ふんづけたりして、尾部の毒針でさされないよう気をつけなければならない。この毒針はかなり強力らしく、さされるところがわるいと重体におちいるとのことである。

香住湾入口、水深二〇㍍で潜水中八年前と同じ大きさ位のエイにであった。

日本海でも二〇㍍もはいるとややうすぐらく、水平に十㍍位はどうにか見えるがそれより先は青いベール

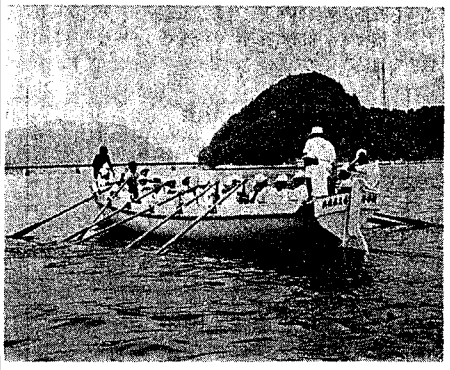

第3回「海と漁業」テーマに
K・C・C 津居山港漁協で合宿

本年度も「海と漁業」をテーマとして、七月二十一日から七月二十六日まで五泊六日の日程で津居山港を舞台として、第三回香住コミュニティカレッジが開かれた。

受講生は例年どおり明春中学校を卒業する三年生を対象として、沿海地域の中学生のみならず、日高東中学、豊岡南中学、大庭中学地域外の生徒もあわせて五十四名が参加した。

受講内容は、航海実習、水泳、カッター、ナックルフォア、地曳網の実習、巡視船「こまゆき」による但馬海岸パトロール、座学として海洋開発、魚の消費、但馬の漁業、時事問題等について講義された。

また、津居山港漁業協同組合の婦人部と合宿し共同生活の中で住食を共にし熱心に受講していた。食事は当漁協婦人部がお世話をした。

（豊岡農林水産課）

物価・貯蓄問題

物価上昇が貯蓄の実質価値を低下させる事は否定できない。

終戦後のインフレにより多くの金銭貯蓄が殆んどその価値を失ったことは記憶に新しい処である。しかしながら終戦後のインフレは物資不足という特殊事情の下に生じたものであり、現在とは異っている。従って現在貯蓄が全く無意味であると、することは誤った考え方と云わざるを得ない。

昨年までは平均して物価上昇率が預金利率の範囲内にあったが物価上昇が10%を超えると金利との差が日ち二に来るものではない。立つようになるが、貯蓄が収益だけを求めて行われるものでなく現在の物価上昇は、異例であるから金利の低い事を以って貯蓄を否定することは誤っている。

昨年夏引下げられた金利も現在充分とは云えないが引上げられ、物価上昇下において少しでもその差を縮少されつつある時、常に将来の消費生活に対応して行わなければならない。

決して短期的な経済情勢によって、左右されてはいけない。貯蓄と云う物は一つの習慣であり、一度崩れた習慣は、たとえ経済的に豊になったからと云って直ぐに戻るものではない。

様努力して呉れているんだから善意に解釈して喜びましょう。我々は今後一そう一致協力して公害を締出す努力すると共に公害は同時にゴミを少なくする上に於て公害をなくすることにもつながると思いました

県漁婦連会長
村上民子

又自然に出来るものではなく人の意思努力によって行なわれるものである。とのお話を聞き家計の面においても無駄を省き生活を合理化する事が必要であると

が、認識不足も甚だしい。自分達の漁場は自分達で護るしかないんだと云う事をこんこんと噛されました。

又分科会に於て質疑応答の時間が取られたが余りにも我が足下だけの事で、もっと広く大きく考えられた質問にならなかった事は残念でありました。

マスコミに騒がれ魚価の値下りをぐちるばかりであったので私は兵庫県の意見として、「マスコミに世論を沸き上らせて買った事によって企業側も自分の非を悟り政府も内海環境保全法を今国会において成立させるよう努力してまいりました。（公害子）

養魚の調餌と造粒は
コウベヒラガのミートチヨッパーで

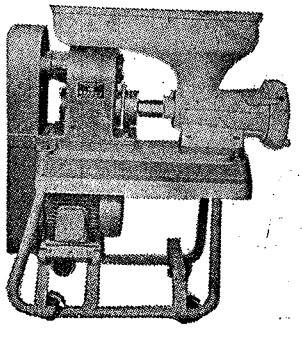

養魚用ミートチヨッパー№32から№72まで各種製作しています。
又最近の人工餌料需要の増加にともない生魚と人工餌料をよく練り合せ造粒装置付チヨッパーで給餌することもできます。

（御一報次第カタログ贈呈いたします）

ミートチヨッパーとプレート，ナイフの専門工場
株式会社 平賀工作所
神戸市長田区水笠通3丁目8
TEL 代表神戸(078)62—1527

余裕馬力の差が
〝大漁〟をお約束します
新発売

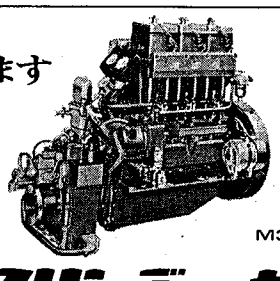

●内海沿岸漁業に最適
M3G＝30馬力 1400回転
●内海沿岸の底引きに最適
3GC＝農林15馬力
1200回転
M3G
ゆたかな人間環境つくり
久保田鉄工
クボタ マリンディーゼル
本社・大阪市浪速区船出町2丁目13 電631-1121 ㊥556
高松営業所・高松市内町1の13 電51-7931 ㊥761-11
東播磨出張所・電279-2111 ㊥103 北海道支店・電231-8271 ㊥060
福岡支店・電74-6731 ㊥810 広島営業所・電21-0901 ㊥730
名古屋支店・電563-1511 ㊥450 富山営業所・電4-3585 ㊥950
仙台支店・電25-8151 ㊥980 ディーゼル工場・電41-1121 ㊥590